

流域下水道維持管理等市町村負担金の適切な徴収を求める意見書（案）

流域下水道は、公共用水域の水質環境基準の達成とそれらの流域内における生活環境の改善を大きな目的として、流域内にある複数の市町村の行政区域を越えて、都道府県が広域的かつ効率的な下水の排除、処理を目的としたものである。

奈良県内には4つの処理場があり、各処理区内の市町村から排出される下水を集めて処理されている。

この処理に係る費用については、下水道法第31条の2（市町村の負担金）として、「利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。」と規定されている。

しかしながら奈良県は、一部の市町に対して利益を受ける限度を超えて費用を負担させていると言える。

この超過は、全国でも東京都、奈良県、沖縄県だけが行っている各処理場の負担金単価の統一に起因するものであるが、沖縄県では超過を回避するために最低単価で統一されており、不明の東京都を除き全国で奈良県だけが該当し、あってはならないものである。

奈良市においては、平成29年度から令和3年度の5年間だけで見ても、約28億円（負担金割合で試算）もの巨額の過払いが生じていると言える。

このような状況の中で、本市下水道事業は平成28年度からの債務超過を解消するために、令和2年に約20%の料金値上げを行ったが、その料金改定の審議会答申の中で、取り組むべき課題の1番目に県流域下水道事業への負担金の軽減が上げられている。

このため、本市議会では、奈良市民に過大な負担を求めていることとなっている市町村負担金の引下げを求める意見書を平成30年9月21日に可決し、奈良県に提出しているが、改善されていないことから、奈良県においては、下記事項について改善され、適切な徴収となるように強く要望するものである。

なお、上記超過の一因となっている宇陀川処理場については、町村合併10年後に流域下水道から外れ、単独公共下水道となることを流域下水道にとどめ、奈良県が管理していくとのことであったため、奈良県の責任において維持管理費等を負担していかれるよう申し添える。

記

- 1 負担金単価については、各処理場での維持管理費用を超過しないこと。
- 2 旧建設省都市局長通知の市町村に負担させるべき額は、建設に要する費用については、従来どおり当該費用から国費を除いた額の2分の1以下の額とすることを遵守し、奈良県負担の建設費用の元利償還金を市町村に負担させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

奈良市議会